明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通七）　一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境一）　二
〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二一～二三）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同二四）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二七六）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同二七七）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同二七八～二八五）　六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通七三）　六
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同七四）　六
○装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する件（同七五）　六
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十二年十一月分）（財務省）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社高速道路工事完了、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金設立関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

## 省　令

### ○国土交通省令第七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

**第一条**　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第一項中「両側面」を「前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面」に改め、同条第二項中「側方」を「前方（被牽引自動車の前方に限る。）、側方」に改める。

第四十一条第四項及び第四十一条の二第四項中「緊急制動表示灯」の下に「又は後面衝突警告表示灯」を加える。

第四十一条の四の次に次の一条を加える。

（後面衝突警告表示灯）

**第四十一条の五**　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。

2　後面衝突警告表示灯として使用する灯火装置は、方向指示器又は補助方向指示器とする。

3　後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4　後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

**第二条**　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「第八十号改訂版」を「第八十号第二改訂版」に、「第九十八号改訂版　第百十二号改訂版」を「第九十八号　第百十二号」に、「第百二十三号」を「第百二十三号改訂版」に、「第十九号第三改訂版」を「第十九号第四改訂版」に、「第四十八号第三改訂版　第四十八号第四改訂版」を「第四十八号第五改訂版」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年一月三十日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、平成二十六年十月三十一日までは、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十三号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。